

背景・必要性

- 「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（平成30年7月31日原子力委員会決定）において、「研究開発に利用されるプルトニウムについては・・・その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する」こととされ、JAEAに対し、プルトニウムの利用計画を策定・公表していくことが要請された（別途、電力事業者に対しても同様の要請が行われている）。
- 「もんじゅ」の廃止措置に関する基本方針（平成29年6月13日「もんじゅ」廃止措置推進チーム決定）において、原子力機構において策定する基本的な計画や原子力機構が創設する廃炉実証に最適化した実施部門の構築に反映すべき基本的な考え方が示された。
- その他、エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）、戦略ロードマップ（平成30年12月原子力関係閣僚会議決定）、原子力利用に関する基本的考え方（平成29年7月20日原子力委員会）、原子力施設廃止措置等作業部会中間まとめ（平成30年4月原子力施設廃止措置等作業部会）等の考え方を反映。

事業のスキーム

プルトニウムの平和利用

①「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」の決定に伴い、新たに実施する事業・取組

原子力委員会において決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を踏まえ、プルトニウムの平和利用に係る透明性を高めるため、その利用又は処分等の在り方についての検討し、プルトニウムの利用計画を改めて策定した上で、公開していく。

敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動

①敦賀地区廃止措置実証部門の機構組織としての位置付け

「もんじゅ」及び「ふげん」の廃止措置プロジェクトの全体管理など、敦賀地区の廃止措置業務を統括

②当該部門が担う機能・業務

「もんじゅ」及び「ふげん」の廃止措置を計画的・効率的に実施

中長期目標の変更

- （プルトニウムの平和利用）
Ⅲ.2. 核セキュリティ等に関する事項
プルトニウムの平和利用に係る透明性を高めるため、その利用又は処分等の在り方について検討するとともに、プルトニウムの利用計画を改めて策定した上で、公開していく旨を追記。
- （廃止措置実証のための活動）
Ⅳ.7. 敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動
を新設。Ⅳ.5より「もんじゅ」廃止措置に向けた取組に関する記載を移動するとともに「ふげん」廃止措置に関する記載を追記。
- （その他）
エネルギー基本計画、戦略ロードマップ、廃止措置等作業部会中間まとめ等の考え方を反映。